

令和7年度鶴岡市映画活用による市民食文化活動促進事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

鶴岡市告示第190号

1 目的及び交付

市長は、ユネスコ食文化創造都市として、映画と食を結ぶことにより、食文化の理解促進及び地域活力の向上を図るため、市民が主体となって行う食に関連する映画を上映する事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に活動拠点があり、構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している団体

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、食文化の理解促進及び地域の活力向上のため、一般から広く参加者等を募り、市内で食に関連する映画上映を行うもので、かつ、次のいずれかの事業を含むものとする。

- (1) 食・食文化について市民の誇りや関心を高める事業
- (2) 本市の食・食文化の発信に資する事業

4 除外

前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想活動等に関連した事業
- (2) 特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が支援することにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断される事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、映画配給料、会場使用料、広告宣伝費、食材費、消耗品費、印刷製本費、講師謝礼及び講師旅費とする。ただし、食材費は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とする。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を上限とする。この場合において、算出された額

に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

- (1) 映画上映のみの場合 5万円
- (2) 映画上映に加えて食の提供や食文化を発信するイベントを行う場合 8万円

7 交付の回数

同一の補助対象者に対する補助金の交付は、一会計年度につき1回を限りとする。

8 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 上映予定の作品の名称及び概要が分かる資料
- (2) 団体の概要及び構成員が分かる書類（補助対象者が団体の場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

9 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

10 実績報告

規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、当該事業の完了後30日を経過する日とし、添付すべき書類は、同項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施状況及び成果を確認することができる写真その他の書類
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

11 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和12年度の末日までとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する